

地方税電子申告・納税システムサービス提供業務仕様書

八尾市 財政部 市民税課（資産税課・納税課）

1 契約業務名

地方税電子申告・納税システムサービス提供業務

2 概要

本業務は、契約業者が本市に対し、地方税共同機構（以下「機構」という。）が運営している地方税ポータルシステム（e L T A X）と連携し、総合行政ネットワーク（L G W A N）を利用して、地方税の電子申告に関する処理（以下「電子申告・納税業務」という。）、個人住民税に係る公的年金からの特別徴収データの送受信等に関する処理（以下「年金特徴業務」という。）、所得税に係る確定申告データの送受信等に関する処理（以下「国税連携業務」という。）、地方税共通納税システム（以下「電子納税業務」）を提供するものである。本市において、これを利用することにより、本市税務事務を円滑に遂行できる環境を整備することを目的とする。

なお、実施にあたっては機構が定める導入計画書等に沿った対応を行うものとする。

3 契約期間

契約期間は令和8年1月1日から令和10年12月31日までとする（長期継続契約）。

4 支払条件

サービス利用に係る使用料は、提供月の翌月に支払うものとする。

また、リプレイス作業が発生した場合、その費用については支払期間の月数で除した金額をサービス利用料に加算して支払うものとする。

5 長期継続契約における契約の変更又は解除

契約を締結した年度の翌年度以降に本契約に係る予算額が減額された場合は減額後の予算の範囲内で契約を変更し又は解除することができる。（長期継続契約）

6 対象税目等

（1）電子申告・納税業務等

- ア 法人市民税
- イ 固定資産税（償却資産）
- ウ 個人住民税（給与支払報告書の提出等）
- エ 市たばこ税
- オ 入湯税
- カ 共通納税
- キ その他市税に係る電子申請・届出（機構が標準様式として定めるもの）
- ク 今後、地方税共同機構において、対象となる電子申請・届出

（2）年金特徴業務

（3）国税連携業務

(4) 電子納税業務

- ア 個人住民税（普通徴収）
- イ 軽自動車税（種別割）
- ウ 固定資産税・都市計画税

※その他八尾市が取り扱う税目全てに対応すること。

7 審査システム等の基本要件

- (1) 契約業者は機構が定める「認定委託先事業者の認定等に関する要綱」に基づく「認定委託先事業者等」として契約期間中機構の認定を受けていること。
- (2) 事業者又は機構が定める「e L T A Xサポート事業者に関する要綱」に基づく承認されたサポート事業者による確実なサポート体制を構築できること。
- (3) 契約業者が提供するA S Pサービスは、地方公共団体情報システム機構のL G W A N－A S Pサービスリスト（アプリケーション及びコンテンツサービス）に認定委託先事業者のサービスとして登録されていること。
- (4) 契約業者が提供するL G W A N－A S Pは、機構が公開している審査システム等の仕様書及びその関連仕様書で示す仕様を満たす機能を有すること。
- (5) 機構により構築された地方税ポータルシステム（e L T A X）に接続し動作するものであること。
- (6) 契約業者は、L G W A N回線を利用して、本市に設置する審査システム等の操作端末（以下「審査クライアント等」という。）と、契約業者のデータセンターに設置する審査システム等サーバ（以下「審査サーバ等」という。）を接続することができること。
- (7) 市に設置する審査クライアント等の台数は、4台（いずれも本番環境用）とする。
- (8) 審査クライアント等の設置場所は、八尾市財政部市民税課（2台）、資産税課及び納税課（各1台）並びに本市が指定する場所とする。
- (9) 審査クライアント等のハードウェア及び一般のソフトウェアの調達並びに庁内ネットワークの設定については本市が行う。
- (10) 契約業者は、審査システム等のサービスを、土、日、祝祭日及び12月29日から翌年1月3日までの期間を除いた日の8時30分から24時の間、本市に提供する。
- (11) 契約業者は、申告書データは7年間分、国税連携データは2年間分を自社のデータセンターに設置するサーバ等に保存すること。ただし、機構の規定が改正されて保存期間が延長された場合には、その延長された期間による保存年限までこれらのデータを保存すること。
- (12) 契約業者は、前項の規定により保存している申告書データ及び国税連携データを本市の求めに応じて提供すること。

8 リプレイス作業について

機構が定める導入計画書等に沿った対応を行うこと。なお、契約締結日までに本市と契約を締結している業者が本業務を引き続き受注することとなった場合においては、A S Pサービスの提供に支障のない範囲においてこの作業を省略することができる。

(1) 地方税ポータルセンタ環境設定

環境構築にあたり、各種設定情報等の確認を行うとともに、地方税ポータルセンタ環境設定支援を行う。

(2) 審査サーバ等の設定

審査サーバ等において、本市が利用するASPサービスを提供するために必要となる各種設定作業を行う。

(3) データ移行

機構が指定する方法及び様式にてデータ移行を行う。

(4) クライアント機器環境構築

本市が準備するクライアント機器に対し、機構が定める審査システム等のソフトウェアのインストール及び設定作業を行い、審査システム等のクライアント（以下「審査クライアント」という。）として動作させるための環境を構築する。なお、インストール及び設定の方法は、機構が定める各種手引書によるものとする。

(5) 審査システム等動作試験

契約業者は、機構が定める「地方税ポータルシステム総合試験手引書」ほか各種試験関連資料に基づき、本市の担当者と協力し、次の試験を実施する。

ア 総合運転試験

納税者システム（PCdeskNext）や国税庁から送信された申告書等のデータが、審査システム等を経由し、審査クライアントにより処理されるまでの動作の確認を行う。

イ 基幹税務システムへのデータ作成・取込試験

本市の基幹税務システムに受け渡すデータ（CSV形式）が審査システム等から正常に作成されるかの確認を行う。

ウ その他

上記に掲げる試験のほか、審査システム等の利用にあたり必要とされる処理の動作試験を行う。

(6) 問い合わせの受付

本市からの審査システム等の設定等における不明点や疑問点などについて、本市からの問合せを受け付け、期限を定めて書面又は口頭により本市担当者に回答する。この場合において、必要に応じ本市担当者に適切な助言を併せて行う。

(7) 業務報告及び成果物の提出

契約業者は、契約締結後速やかに、機構が定める導入スケジュールに基づき、本市又は機構と導入支援サービスに関して協議又は調整を行い、本市に対し導入支援サービスに係る実施計画書を提出するものとする。また、契約業者は導入支援サービス各試験における事前打ち合わせ、試験結果の報告等を記載した業務報告書を成果物として、契約業者が本市に直接提出又は電子メール等の方法により提出するものとする。

また、その成果物をもとにして、必要に応じて本市及び契約業者は適宜調整会議を行うものとする。

(8) その他

上記のほか、審査システム等の導入・運用において必要となる業務が発生した場合は、本市と協議の上、実施することとする。

9 審査システム等の運用について

契約業者は、審査システム等の運用に際し、次に掲げる業務を行う。この場合において、その具体的な内容については、本市担当者と協議の上、決定するものとする。

(1) ドキュメント類の提供

運用時に必要な各種ドキュメント類の整備を行い本市に提供する。この場合において、当該ドキュメント類は全て日本語で表記すること。

(2) 審査システム等のサービスの提供

第7項（審査システム等の基本要件）に掲げた要件を満たす審査システム等のサービスを本市に提供する。

(3) 運用保守体制

ア 審査システム等の運用時においてシステム障害等が発生した場合には、直ちにこれを除去し、審査システム等を復旧できる体制を整えていること。また、契約業者は、本市に不具合の内容及び原因、不具合の解消予定時刻、代替措置並びに個人情報の漏えい及びき損の有無等について本市に連絡しなければならない。

イ 審査クライアント等のバージョンアップについては、本市担当者が行う。ただし、契約業者は本市の作業が円滑に完了できるよう、事前の情報の提供、手順書を作成する等の支援を行うこと。

(4) 問い合わせの受付

審査システムの運用時における不明点や疑問点等について、本市からの問合せを受け付け、期限を定めて書面又は口頭により本市担当者に回答する。この場合において、必要に応じ本市担当者に適切な助言を併せて行う。

なお、本市からの問い合わせ受け付け時間については、平日9：00～17：00とする。

(5) 端末入替時の設定作業について

契約業者は、地方税電子申告審査システムサービスを提供している本市の端末が入替となった時は、入替後の端末で同様のサービスを受けられるよう設定作業を行うこと。

(6) データ移行等作業負担について（契約終了後の処理）

本市が認定委託先事業者の変更等を行う場合には、データ移行等について、契約業者は、機構が策定した方法に従い、自らの責任と費用負担において確実にデータ移行等の作業を実施すること。また、管理サーバの使用にかかる費用についても、同様とする。

(7) 認定委託先事業者の変更時のサービス開始について

本市が認定委託先事業者の変更を行う場合には、変更後の認定委託先事業者によるサービス開始の前日まで、サービスの提供ができるものであること。

(8) ASPサービス関連の対象業務機能の追加や変更、および第5次ポータル更改等において適切に対応できる拡張性を確保することとするが、大幅なシステム変更が発生する場合には本市と契約業者が協議のうえ対処方法を決定するものとする。

10 業務処理検査方法

リプレイス作業の検査は、導入作業完了報告書等により実施するものとする。

審査システムサービス利用の検査については、毎月の業務報告書等により実施するものとする。

11 個人情報の取り扱い

契約業者は、リプレイス作業およびサービス提供の履行にあたり、本市の指示に従い、セキュリティの保全に努めるものとする。特に、個人情報の保護に留意し、「個人情報の保護に関する法律」等、本市が定める規則、規定、その他関係法令等を遵守すること。

また、個人情報保護委員会が示す「特定個人情報（「マイナンバー」）の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」に沿った取扱いを行うこと。

12 セキュリティ対策

契約業者は、認定委託先事業者の認定等に関する要綱第2条第2号に規定する電子申告等システム、同条第3号に規定する年金特徴システム及び同条第4号に規定する国税連携システムにおいて、同要綱第3条第1号から第3号までに掲げるセキュリティ対策を実施しなければならない。

（1）秘密の保持

契約業者は、本業務の履行にあたり知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、この契約が終了した後も同様とする。

（2）指示目的外の利用及び第三者への提供の禁止

契約業者は、本業務の内容を他の用途に使用してはならない。

また、あらかじめ本市が書面により承諾した内容を除いて、この契約により知り得た内容を第三者に提供してはならない。なお、この契約が終了した後も同様とする。

（3）データの複写および複製の禁止

契約業者は、本業務の履行にあたり、本市に指示された以外のデータの複写及び複製をしてはならない。

（4）データの保管及び廃棄

ア 契約業者は、成果物や業務報告等が記録された媒体等については、必ず保管庫内に格納するとともに、施錠する等の安全な方法により保管しなければならない。

イ 契約業者は、記憶媒体等に記録された本業務に関する事項について、本市の検査終了後速やかに判読不能にし、全てを廃棄しなければならない。

ただし、本市から特別の指示があった時は、本市の指示に従うこと。

ウ 本市は、契約業者に対し成果物や業務報告等が記録された媒体等の保護管理に関する状況について、立ち入り検査及び報告を求めることができる。

13 契約期間中の解除及びサービス満了による解除

本市が本業務の契約期間中に契約を解除する場合及び本業務契約満了により解除する場合は、契約書の条項に従うものとする。

14 指定法人の監査について

契約業者は、技術基準に規定する指定法人（機構）による監査を定期に受けるものであり、当該監査に適合するサービスを提供することを本市に保証すること。

15 再委託の禁止又は制限

契約業者は、本契約の履行について、リプレイス作業およびサービス提供の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、契約業者が書面により本市に依頼し、本市の承認を得た場合はこの限りではない。

16 その他

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和三年法律第四十号）に基づくシステム標準化に対応していることとするが、大幅なシステム変更が発生する場合には本市と契約業者が協議のうえ対処方法を決定し必要に応じ予算措置を講じるものとする。

この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、本市と契約業者が協議の上で、対処方法を決定する。

以上